

2022年12月1日

各位

愛媛銀行

保険新商品の取扱いを開始します！

当行（頭取 西川義教）は、下記の通り、新たな生命保険商品の取扱いを開始いたしますのでお知らせします。

記

1. 商品概要（詳細、別紙参照）

商品名	アフラックのしっかり頼れる介護保険
保険会社	アフラック生命保険株式会社
保険料払込方法	月払・年払・半年払
契約年齢	満18歳～満79歳
保険期間	終身
保障内容	要介護一時金額：要介護1・2以上もしくは所定の要介護状態になったとき 介護年金：要介護3以上もしくは所定の要介護状態になったとき
商品の特徴	公的介護保険制度に連動した分かりやすい支払事由となっていて、一時金・年金金額を自由に設計でき、お客さまのニーズに合わせたプランニングが可能です。また、介護の現状に則して介護年金支払の回数を10回に限定した、ご加入しやすい保険料となっております。

商品名	えらべる外貨建一時払終身
保険会社	明治安田生命保険相互会社
契約通貨	米ドル・豪ドル
契約年齢	満0歳～満90歳（※） ※ご契約のタイプによって異なります。
保険期間	終身
商品の特徴	「運用」、「相続」、「贈与」の多様なニーズにお応えすることができるように3つのタイプをご用意しています。一定期間の死亡保障を抑え、将来の受取率を高くする“トンチン性”を活かした仕組みや、「受け取りながらのこす」「子や孫にわたす」など多様な“のこす”仕組みがございます。

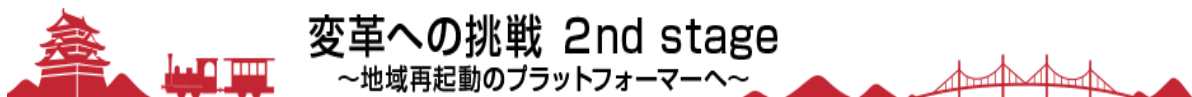
2. 取扱開始日

2022年12月1日（木）

3. 取扱店

全店舗（ローンセンター松山以外のローンセンター各店、四国八十八カ所支店は除きます）。

以上



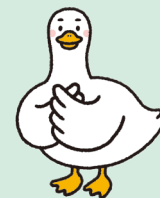
【お問い合わせ先】 愛媛銀行 企画広報部 TEL 089(933)1111

介護状態に合わせて保障する



がん保険・医療保険 保有契約件数 No.1* のアフラックがお届けする「介護保険」です。

* 令和2年版「インシュアランス生命保険統計号」より



特長① 一時金をお支払いします。

公的介護保険制度にもとづく**要介護1以上**に認定された場合に**一時金**をお受け取りいただけます。

特長② 介護年金をお支払いします。

公的介護保険制度にもとづく**要介護3以上**に認定された場合に**介護年金**をお受け取りいただけます。

特長③ 免除事由に該当した場合、保険料のお払い込みは不要です。

要介護1一時金の支払事由に該当した場合、**以後の保険料のお払い込みは不要**となります。

■ 仕組図(保障内容)

給付金名	被保険者の状態	Aプラン 1型	Bプラン 2型	お支払いする場合	お支払い の限度	保険 期間
介護年金	要介護5	基準介護年金額		つぎの①②いずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづく要介護3以上の状態に該当していると認定されているとき ②満65歳未満で、アフラック所定の要介護状態に該当しているとき	1年に 1回 保険期間を 通じて 10回 まで	終身
	要介護4	基準介護年金額の 5/6	2/3			
	要介護3 または満65歳未満で アフラック所定の 要介護状態	基準介護年金額の 4/6	1/3			
要介護2 一時金	要介護2 または満65歳未満で アフラック所定の 要介護状態	要介護2一時金額		つぎの①②いずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづく左記の要介護度以上の状態に該当していると認定されたとき ②満65歳未満で、アフラック所定の要介護状態に該当したとき	1回限り	
要介護1 一時金	要介護1 または満65歳未満で アフラック所定の 要介護状態	要介護1一時金額			1回限り	
免除事由に該当したとき(要介護1一時金の支払事由に該当したときなど) 以後の保険料はいただきません				保障は継続します		

介護全般に関する相談、財産管理や相続に関するサービス提供会社の紹介など幅広くサポートする「アフラックのしっかり頼れる介護保険」のご契約者さま向けサービスをご利用いただけます。

※本サービスは、(株)ウェルネス医療情報センター、(株)ファミトラ、(株)エスクロー・エージェント・ジャパン信託が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
※本サービスは、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。

※健康状態によっては、保険料の割り増しをすることでご契約をお引き受けできる場合があります。
この資料は、保険商品およびサービスの内容のすべてが記載されているものではないため、参考情報としてご利用ください。ご検討にあたっては、「パンフレット」「契約概要・注意喚起情報」などをご確認ください。

商品概要・取扱規程

販売名称	アフラックのしっかり頼れる介護保険	契約年齢*	満18歳～満79歳
正式名称	介護保険〔無解約払戻金2021〕	給付金額の範囲	基準介護年金額：30万円～120万円 (6万円単位) 要介護2一時金額：10万円～100万円 (1万円単位) 要介護1一時金額：10万円～100万円 (1万円単位) ※契約の限度については「契約概要・注意喚起情報」 をご確認ください。
保険期間	終身	解約払戻金	なし
保険料払込期間	終身払	契約者配当金	なし

* 契約日における被保険者の満年齢をいいます。契約内容により異なります。「特別保険料率に関する特則」が付加されている場合は、満20歳からとなります。



健康状態などによっては、ご契約をお引き受けできない場合があります。

ご留意点

◇ご確認ください

- この資料は、「パンフレット」「契約概要・注意喚起情報」の補助資料であり、商品内容すべてを記載したものではありません。本商品のご検討ならびにご契約の際には、「パンフレット」「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- **本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。**
- 募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。
- 募集代理店に融資をお申し込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。
- 本商品に関するお客さまのお取り引きが、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取り引きに影響を与えることはありません。
- 本商品はクーリング・オフ制度(お申し込みの撤回・ご契約の解除)の対象です。

◇生命保険募集人について

アフラックの生命保険募集人はお客さまとアフラックとの保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。

お問い合わせ、お申し込みは
〈募集代理店〉

株式会社愛媛銀行
住所：松山市勝山町2丁目1番地
TEL：(089)933-1111(代表)
URL：<https://www.himegin.co.jp/>

株式会社愛媛パートナーエージェント
住所：松山市勝山町1丁目16番地5
TEL：(089)945-5711

〈引受保険会社〉 保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

Aflac アフラック
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
<https://www.aflac.co.jp/>

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について
アフラックコールセンター 0120-555-027
月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00
アフラックの正式社名は、アフラック生命保険株式会社です。





米ドル建



豪ドル建

えらべる 外貨建 一時払 終身

市場価格調整機能あり

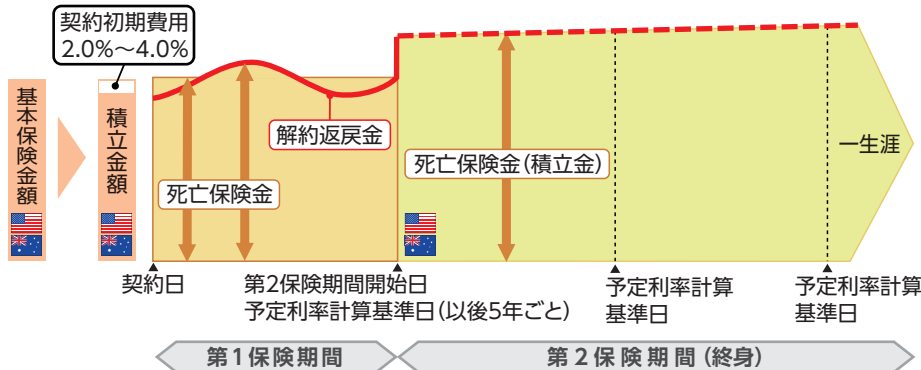
5年ごと利差配当付利率変動型一時払保障選択制終身保険(指定通貨建)[B]

大切な資産の活かし方を、3つのタイプから選べる外貨建一時払終身保険です

増やすタイプ

※この商品には「えらべる外貨建一時払終身(受け取るタイプ)(贈るタイプ)」もあります。

しくみ (イメージ図)



主な特徴

- 1 期間を選択できます。
 - 第1保険期間は5年・7年・10年から選択いただけます。
 - ⚠ 市場金利情勢等によっては、お取り扱いの内容が変更となる場合があります。
- 2 死亡保障を一定期間抑えることで、受取額が増加します。
 - 第1保険期間の死亡保障を抑えることで、第2保険期間の死亡保険金(積立金)が指定通貨建で増加します。
- 3 好きなタイミングで運用成果を確保できます。
 - 第2保険期間の死亡保険金・解約返戻金は積立金と同額です(市場価格調整は行いません)。
 - ⚠ 円で受け取る場合、為替レートによっては一時払保険料を下回ることがあります。

主な お取り扱い

契約年齢範囲(満年齢)

第1保険期間	被保険者	契約者
5年	0歳~90歳	18歳~90歳
7年	0歳~88歳	18歳~88歳
10年	0歳~85歳	18歳~85歳

指定通貨 米ドル・豪ドル

保険料払込方法 一時払

契約者貸付 取り扱いません

付加できる特約 円入金特約(保険料を円で払い込みます)
円支払特約(保険金等を円で受け取れます)

告知・診査方法 無告知でご加入いただけます

保険期間	終身	配当方式	5年ごと利差配当
支払事由	死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	

一時払保険料範囲

一時払保険料	指定通貨でお払い込みいただく場合		円でお払い込みいただく場合
	被保険者年齢		
最低	0歳~90歳	2万米ドル 2万豪ドル	200万円
最高	0歳~15歳	第2保険期間開始時の死亡保険金 1,000万円相当額	第2保険期間開始時の死亡保険金 1,000万円相当額
	16歳~17歳	第2保険期間開始時の死亡保険金 5,000万円相当額	第2保険期間開始時の死亡保険金 5,000万円相当額
	18歳~90歳	第2保険期間開始時の死亡保険金 5億円相当額	第2保険期間開始時の死亡保険金 5億円相当額

この商品は明治安田生命を引受保険会社とする生命保険です。

預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

この商品は、保険金等を円でお受け取りいただく場合、為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。また、指定通貨のままお受け取りいただく場合でも、お客さまにご負担いただく諸費用があることや、解約返戻金に適用される市場価格調整のため、損失が生じるおそれがあります。

この資料は、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」の補助資料であり、支払事由や制限事項のすべてを記載したものではありません。保険商品のご検討ならびにご契約の際には、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」、「ご契約のしおり 定款・約款」等を必ずご確認ください。

為替リスク

この商品は外貨建のため、「ご契約時の為替レート」と「死亡保険金や解約返戻金等の受取時の為替レート」に差が生じることにより、死亡保険金や解約返戻金等の円換算額が、一時払保険料の円換算額(円で払い込まれた場合は、円で入金した金額)を下回り、**損失が生じるおそれがあります。**

金利変動リスク 第1保険期間のみ

この商品は、解約・減額する場合の解約返戻金額の算出にあたり、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させる市場価格調整を行います。このため、第1保険期間中は解約返戻金額が基本保険金額を下回り、**損失が生じるおそれがあります。**

お客さまにご負担いただく諸費用について

この商品ではお客さまには以下の「■契約初期費用」「■保険契約関係費用」「■外貨のお取り扱いにかかる費用」の合計額を負担していただきます。

■ 契約初期費用

ご契約の締結にかかる費用であり、基本保険金額に対して以下の契約初期費用率を乗じた金額を契約時に控除します。

第1保険期間	5年	7年	10年
契約初期費用率	2.0%	2.8%	4.0%

■ 保険契約関係費用

ご契約の維持・管理および死亡保険金にかかる費用であり、積立金から毎年控除します。被保険者の契約年齢、性別およびご契約後の経過期間等により異なります。

保険契約にかかる費用は一時払保険料以外に別途お支払いいただくものではありません。死亡保険金額や解約返戻金額等は、すでにこの費用が差し引かれた後の金額となります。

■ 外貨のお取り扱いにかかる費用

● お支払い時にかかる費用

- 円でお支払いいただいた一時払保険料を指定通貨に換算する際に適用する円入金特約における為替レート(円→指定通貨)には、為替手数料があらかじめ含まれています。

円入金特約における為替レート	TTM+25銭
----------------	---------

※対顧客電信売相場仲値(TTM)は、明治安田生命の指定する金融機関が公示する値になります。

● お受け取り時にかかる費用

- 死亡保険金や解約返戻金等を円に換算する際に適用する円支払特約における為替レート(指定通貨→円)には、為替手数料があらかじめ含まれています。

円支払特約における為替レート	TTM-25銭
----------------	---------

※対顧客電信売相場仲値(TTM)は、明治安田生命の指定する金融機関が公示する値になります。

※明治安田生命所定の為替レートの算出式(TTM-25銭)は将来変更される場合があります。

※ご契約時と受取時の対顧客電信売相場仲値(TTM)が同じであっても、為替手数料分の費用が発生します。

- 一時払保険料を指定通貨でお支払いいただく場合、および死亡保険金や解約返戻金等を指定通貨でお受け取りいただく場合は、送金手数料または口座引出手数料等の手数料が別途必要となる場合があります(取扱金融機関により異なります)。

この商品では、解約時に控除される費用はありません。

明治安田生命から募集代理店へお支払いする販売手数料

販売手数料は、募集および契約の維持・管理に対する対価として、基本保険金額に下記の手数料率を乗じた額が、引受保険会社から募集代理店に対して支払われます。なお、この手数料は「お客さまにご負担いただく諸費用」に追加して別途お支払いいただくものではありません。

第1保険期間	契約時手数料	継続手数料 (次年度以降4年間)
5年	2.00%	0.05%
7年	3.00%	0.05%
10年	4.00%	0.05%

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと明治安田生命保険相互会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して明治安田生命保険相互会社が承諾したときに有効に成立します。なお、この商品にご契約の際は、必ず外貨建保険販売資格をもつ募集代理店の担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

募集代理店



共同募集代理店

株式会社 愛媛パートナーエージェント

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

電話 03(3283)8111番(代表)

ホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/>



米ドル建 豪ドル建

えらべる 外貨建 一時払終身

市場価格調整機能あり

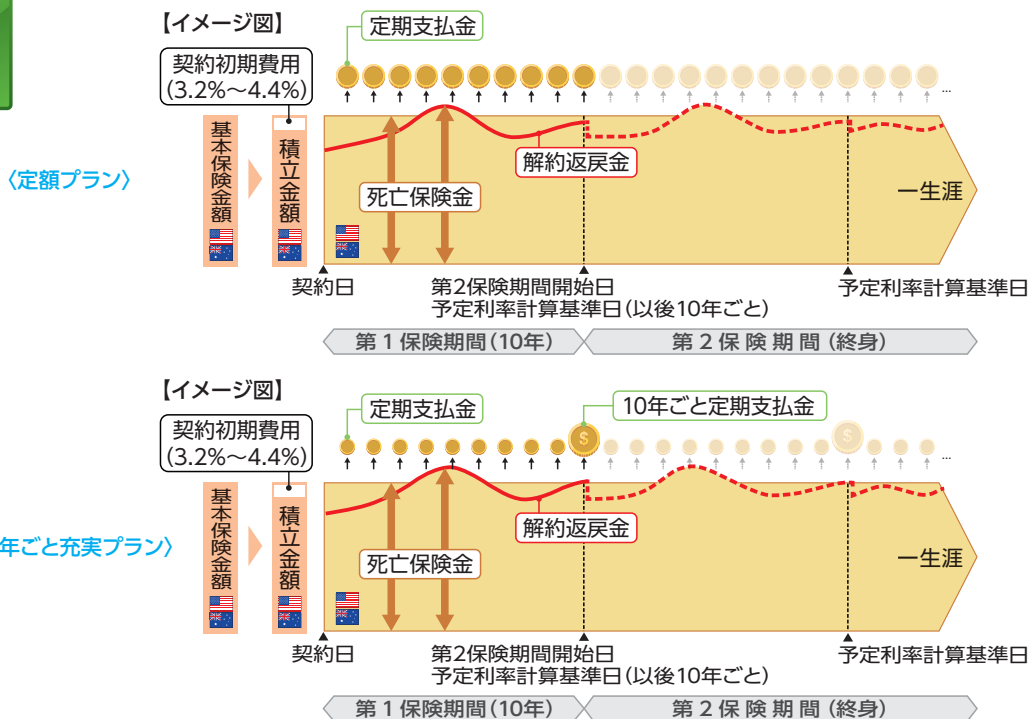
5年ごと利差配当付利率変動型一時払保障選択制終身保険(指定通貨建) [B]

大切な資産の活かし方を、3つのタイプから選べる外貨建一時払終身保険です

受け取るタイプ

※この商品には「えらべる外貨建一時払終身(増やすタイプ)(贈るタイプ)」もあります。

しくみ (イメージ図)



主な特徴

- 毎年、定期支払金を一生受け取れます。
 - 定期支払金は、契約日の翌年から毎年、一生お受け取りいただけます。
 - ⚠ 契約日から10年ごとの予定利率計算基準日に予定利率および定期支払率が見直されます。
 - ⚠ 市場金利情勢等によっては、お取り扱いの内容が変更となる場合があります。
- 定期支払金の受取方法を2つのプランから選択できます。
 - 定期支払金の受取方法を、定期支払金が一定額の「定額プラン」と、10年ごとに10倍の定期支払金を受け取る「10年ごと充実プラン」から選択できます。
 - 定期支払金は円でもお受け取りいただけます。
 - ⚠ 「10年ごと充実プラン」の「10年ごと定期支払金」以外の定期支払金は、「定額プラン」と比べて少なくなります。
 - ⚠ 定期支払金を円で受け取る場合、明治安田生命所定の為替レートで円換算するため、円での受取額は変動します。
- 一生の死亡保障を確保できます。
 - 定期支払金の受取回数にかかわらず、万一の場合、死亡保険金をお受け取りいただけます。
 - ⚠ 円で受け取る場合、為替レートによっては一時払保険料を下回ることがあります。

主なお取り扱い

契約年齢範囲 (満年齢)	契約者：18歳~85歳 被保険者：0歳~85歳	一時払保険料範囲	指定通貨の場合：2万指定通貨~5億円相当額 円の場合：200万円~5億円
指定通貨	米ドル・豪ドル	付加できる特約	円入金特約(保険料を円で払い込めます) 円支払特約(保険金等を円で受け取れます)
保険料払込方法	一時払		定期支払率2段階化特約(10年ごとの定期支払金が毎年の定期支払金の10倍となります)
契約者貸付	取り扱いません		
告知・診査方法	無告知でご加入いただけます		
支払事由	保険期間	死亡保険金	被保険者が死亡されたとき
	終身	定期支払金	被保険者が年単位の契約当日に生存しているとき
	配当方式		5年ごと利差配当

この商品は明治安田生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
 この商品は、保険金等を円でお受け取りいただく場合、為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。また、指定通貨のままお受け取りいただく場合でも、お客さまにご負担いただく諸費用があることや、解約返戻金に適用される市場価格調整のため、損失が生じるおそれがあります。

この資料は、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」の補助資料であり、支払事由や制限事項のすべてを記載したものではありません。保険商品のご検討ならびにご契約の際には、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」、「ご契約のしおり 定款・約款」等を必ずご確認ください。

リスク・費用

為替リスク

この商品は外貨建のため、「ご契約時の為替レート」と「死亡保険金・定期支払金や解約返戻金等の受取時の為替レート」に差が生じることにより、死亡保険金・定期支払金や解約返戻金等の円換算額が、一時払保険料の円換算額（円で払い込まれた場合は、円で入金した金額）を下回り、**損失が生じるおそれがあります。**

金利変動リスク

この商品は、解約・減額する場合の解約返戻金額の算出にあたり、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させる市場価格調整を行います。このため、定期支払金と解約返戻金のお受取合計額が基本保険金額を下回り、**損失が生じるおそれがあります。**

お客さまにご負担いただく諸費用について

この商品ではお客さまには以下の「■契約初期費用」「■保険契約関係費用」「■外貨のお取り扱いにかかる費用」の合計額を負担していただきます。

■契約初期費用

ご契約の締結にかかる費用であり、基本保険金額に対して以下の契約初期費用率を乗じた金額を契約時に控除します。

被保険者の契約年齢	契約初期費用率	被保険者の契約年齢	契約初期費用率	被保険者の契約年齢	契約初期費用率
0歳～65歳	4.40%	72歳	3.46%	79歳	3.32%
66歳	4.22%	73歳	3.44%	80歳	3.30%
67歳	4.04%	74歳	3.42%	81歳	3.28%
68歳	3.86%	75歳	3.40%	82歳	3.26%
69歳	3.68%	76歳	3.38%	83歳	3.24%
70歳	3.50%	77歳	3.36%	84歳	3.22%
71歳	3.48%	78歳	3.34%	85歳	3.20%

■保険契約関係費用

ご契約の維持・管理および死亡保険金にかかる費用であり、積立金から毎年控除します。被保険者の契約年齢、性別およびご契約後の経過期間等により異なります。

保険契約にかかる費用は一時払保険料以外に別途お支払いいただくものではありません。死亡保険金額・定期支払金額や解約返戻金額等は、すでにこの費用が差し引かれた後の金額となります。

■外貨のお取り扱いにかかる費用

●お支払い時にかかる費用

●円でお支払いいただいた一時払保険料を指定通貨に換算する際に適用する円入金特約における為替レート（円→指定通貨）には、為替手数料があらかじめ含まれています。

円入金特約における為替レート	TTM+25銭
----------------	---------

※対顧客電信売相場仲値（TTM）は、明治安田生命の指定する金融機関が公示する値になります。

●お受け取り時にかかる費用

●死亡保険金・定期支払金や解約返戻金等を円に換算する際に適用する円支払特約における為替レート（指定通貨→円）には、為替手数料があらかじめ含まれています。

円支払特約における為替レート	TTM-25銭
----------------	---------

※対顧客電信売相場仲値（TTM）は、明治安田生命の指定する金融機関が公示する値になります。

※明治安田生命所定の為替レートの算出式（TTM-25銭）は将来変更される場合があります。

※ご契約時と受取時の対顧客電信売相場仲値（TTM）が同じであっても、為替手数料分の費用が発生します。

●一時払保険料を指定通貨でお支払いいただく場合、および死亡保険金・定期支払金や解約返戻金等を指定通貨でお受け取りいただく場合は、送金手数料または口座引出手数料等の手数料が別途必要となる場合があります（取扱金融機関により異なります）。

この商品では、解約時に控除される費用はありません。

■明治安田生命から募集代理店へお支払いする販売手数料

販売手数料は、募集および契約の維持・管理に対する対価として、基本保険金額に下記の手数料率を乗じた額が、引受保険会社から募集代理店に対して支払われます。なお、この手数料は「お客さまにご負担いただく諸費用」に追加して別途お支払いいただくものではありません。

被保険者の契約年齢	契約時手数料	継続手数料 (次年度以降4年間)
0歳～65歳	4.00%	0.05%
66歳～70歳	3.50%	0.05%
71歳～85歳	3.00%	0.05%

募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと明治安田生命保険相互会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して明治安田生命保険相互会社が承諾したときに有効に成立します。なお、この商品にご契約の際は、必ず外貨建保険販売資格をもつ募集代理店の担当者（生命保険募集人）にご相談ください。

募集代理店

 **愛媛銀行**

共同募集代理店

株式会社 愛媛パートナーエージェント

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

電話 03(3283)8111番(代表)

ホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

市場価格調整機能あり

えらべる 外貨建一時払終身

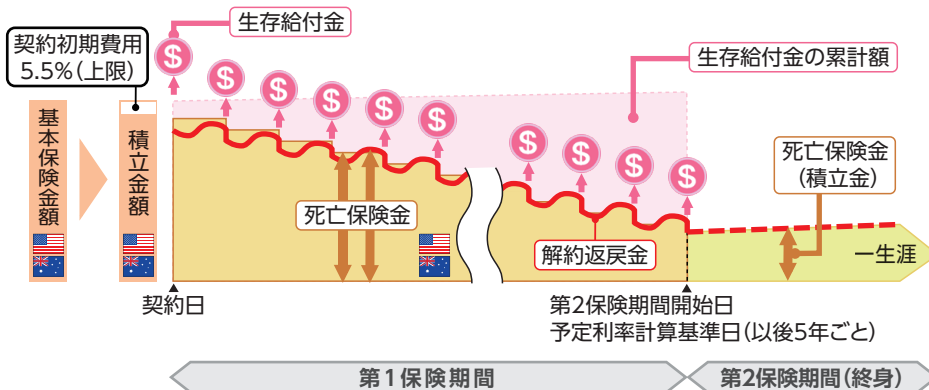
5年ごと利差配当付利率変動型一時払保障選択制終身保険(指定通貨建)[B]

大切な資産の活かし方を、3つのタイプから選べる外貨建一時払終身保険です

贈るタイプ

※この商品には「えらべる外貨建一時払終身(増やすタイプ)(受け取るタイプ)」もあります。

しくみ
(イメージ図)



※終身保障倍率0倍をご選択の場合、最終回の生存給付金支払日にご契約は消滅します。

主な特徴

- ご契約後すぐに生存給付金を受け取れます。
- 死亡保障と生前贈与を同時に準備できます。
 - 生存給付金の支払回数は5・10・15・20回から選択いただけます。
 - 第2保険期間開始時点の死亡保険金は生存給付金基準額の0・2.5・5倍から選択いただけます。
 - ⚠ 終身保障の金額0倍を選択した場合は、最終回の生存給付金の支払後、契約は消滅します。
 - ⚠ 市場金利情勢等によっては、お取り扱いの内容が変更となる場合があります。
- 生前贈与をかんたんに行うことができます。
 - 贈与税の基礎控除を活用して生前贈与を行うことができます。
 - 贈与契約書の作成が省略できます。

主なお取り扱い

契約年齢範囲(満年齢)

第1保険期間(生存給付金支払回数)	被保険者	契約者
4年(5回)	0歳~90歳	18歳~90歳
9年(10回)	0歳~85歳	18歳~85歳
14年(15回)	0歳~80歳	18歳~80歳
19年(20回)	0歳~75歳	18歳~75歳

指定通貨 米ドル・豪ドル

保険料払込方法 一時払

契約者貸付 取り扱いません

告知・診査方法 無告知でご加入いただけます

一時払保険料範囲 指定通貨の場合:3万指定通貨~5億円相当額
円の場合:300万円~5億円

付加できる主な特約・特則 生存給付金円建上限額を指定する場合の特則(生存給付金の受取上限額を円建で指定できます)
終身保障不担保特則(終身保障倍率0倍を選択できます)

支払事由	保険期間		終身*	配当方式
	死亡保険金	5年ごと利差配当		5年ごと利差配当
生存給付金	被保険者が死亡されたとき		被保険者が契約日または生存給付金支払日に生存しているとき	

*終身保障不担保特則を適用する場合は除きます。

この商品は明治安田生命を引受保険会社とする生命保険です。

預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

この商品は、保険金等を円でお受け取りいただく場合、為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。また、指定通貨のままお受け取りいただく場合でも、お客さまにご負担いただく諸費用があることや、解約返戻金に適用される市場価格調整のため、損失が生じるおそれがあります。

この資料は、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」の補助資料であり、支払事由や制限事項のすべてを記載したものではありません。保険商品のご検討ならびにご契約の際には、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」、「ご契約のしおり 定款・約款」等を必ずご確認ください。

リスク・費用

為替リスク

この商品は外貨建のため、「ご契約時の為替レート」と「死亡保険金・生存給付金や解約返戻金等の受取時の為替レート」に差が生じることにより、死亡保険金・生存給付金や解約返戻金等の円換算額が、一時払保険料の円換算額（円で払い込まれた場合は、円で入金した金額）を下回り、**損失が生じるおそれがあります。**

金利変動リスク 第1保険期間のみ

この商品は、解約・減額する場合の解約返戻金額の算出にあたり、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させる市場価格調整を行います。このため、第1保険期間中は生存給付金と解約返戻金の支払累計額が基本保険金額を下回り、**損失が生じるおそれがあります。**

お客さまにご負担いただく諸費用について

この商品ではお客さまには以下の「**■契約初期費用**」「**■保険契約関係費用**」「**■外貨のお取り扱いにかかる費用**」の合計額を負担していただきます。

■契約初期費用

基本保険金額に対して以下の契約初期費用率を乗じた金額を上限として、契約時に控除します。

※契約初期費用率は、予定利率・第1保険期間（生存給付金支払回数）によって異なりますので、すべてを表示してはおりません。

第1保険期間 (生存給付金支払回数)	4年(5回)	9年(10回)	14年(15回)	19年(20回)
契約初期費用率	1.21%(上限)	4.40%(上限)	4.95%(上限)	5.50%(上限)

■保険契約関係費用

ご契約の維持・管理および死亡保険金にかかる費用であり、積立金から毎年控除します。被保険者の契約年齢、性別およびご契約後の経過期間等により異なります。

保険契約にかかる費用は一時払保険料以外に別途お払い込みいただくものではありません。死亡保険金額・生存給付金額や解約返戻金額等は、すでにこの費用が差し引かれた後の金額となります。

■外貨のお取り扱いにかかる費用

●お払い込み時にかかる費用

●円でお払い込みいただいた一時払保険料を指定通貨に換算する際に適用する円入金特約における為替レート（円→指定通貨）には、為替手数料があらかじめ含まれています。

円入金特約における為替レート	TTM+25銭
----------------	---------

※対顧客電信売相場仲値（TTM）は、明治安田生命の指定する金融機関が公示する値になります。

●お受け取り時にかかる費用

●死亡保険金・生存給付金や解約返戻金等を円に換算する際に適用する円支払特約における為替レート（指定通貨→円）には、為替手数料があらかじめ含まれています。

円支払特約における為替レート	TTM-25銭
----------------	---------

※対顧客電信売相場仲値（TTM）は、明治安田生命の指定する金融機関が公示する値になります。

※明治安田生命所定の為替レートの算出式（TTM-25銭）は将来変更される場合があります。

※ご契約時と受取時の対顧客電信売相場仲値（TTM）が同じであっても、為替手数料分の費用が発生します。

●一時払保険料を指定通貨でお払い込みいただく場合、および死亡保険金・生存給付金や解約返戻金等を指定通貨でお受け取りいただく場合は、送金手数料または口座引出手数料等の手数料が別途必要となる場合があります（取扱金融機関により異なります）。

この商品では、解約時に控除される費用はありません。

■明治安田生命から募集代理店へお支払いする販売手数料

販売手数料は、募集および契約の維持・管理に対する対価として、基本保険金額に下記の手数料率を乗じた額が、引受保険会社から募集代理店に対して支払われます。なお、この手数料は「お客さまにご負担いただく諸費用」に追加して別途お払い込みいただくものではありません。

【契約月が1月または契約月が2月～12月で1月支払機能なし】

第1保険期間 (生存給付金支払回数)	契約時手数料 (上限)	継続手数料(上限) (次年度以降4年間)
4年(5回)	1.10%	—
9年(10回)	4.00%	0.015%
14年(15回)	4.50%	0.100%
19年(20回)	5.00%	0.100%

【契約月が2月～12月で1月支払機能あり】

第1保険期間 (生存給付金支払回数)	契約時手数料 (上限)	継続手数料(上限) (次年度以降4年間)
4年(5回)	0.85%	—
9年(10回)	3.50%	0.015%
14年(15回)	4.20%	0.100%
19年(20回)	4.80%	0.100%

※契約時手数料および継続手数料は第1保険期間ごとの上限額を記載しています。上限額以外の契約時手数料および継続手数料は「重要情報シート（個別商品編）」をご確認ください。

募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと明治安田生命保険相互会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して明治安田生命保険相互会社が承諾したときに有効に成立します。なお、この商品にご契約の際は、必ず外貨建保険販売資格をもつ募集代理店の担当者（生命保険募集人）にご相談ください。

募集代理店

 **愛媛銀行**

共同募集代理店

株式会社 愛媛パートナーエージェント

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

電話 03(3283)8111番(代表)

ホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/>